

監査委員公表第4号

随時監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別添「随時監査結果報告書（令和3年度随時監査（就学援助費の交付に係る事務））」のとおり公表します。

令和4年3月30日

三浦市監査委員 長 治 克 行  
三浦市監査委員 出 口 眞 琴

# 随 時 監 査 結 果 報 告 書

(令和3年度随時監査(就学援助費の交付に係る事務))

三 浦 市 監 査 委 員

## 1 監査の種別

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく随時監査及び同条第 2 項の規定に基づく行政監査

## 2 監査の対象部課等

教育委員会教育部学校教育課及び関係部課等

## 3 監査の対象範囲

令和 3 年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に係るものに限る。）の市費をもって執行した就学援助に係る事務事業（地方自治法第 199 条第 1 項の規定による財務に関する事務の執行及び同条第 2 項の規定による事務の執行）

## 4 監査の実施期間

令和 4 年 2 月 1 日～令和 4 年 3 月 25 日

## 5 監査の実施場所

三浦市役所第 2 分館監査委員事務局

## 6 監査実施上の着眼点

事務の執行が、法令等の定めるところに従って適正に行われているか。

## 7 重点監査項目

事務の執行に当たり、起案、決裁等の事務手続等が適正に行われているか。

## 8 監査の実施内容

- （1） 提出された書類・帳票の中から事務事業が関係する法令、条例、規則、規程、要綱、要領、業務マニュアル等に従って実施されているか調査を行った。
- （2） 書類・帳票の調査結果を基に関係職員から説明を聴取した。
- （3） 監査の実施にあたっては、三浦市監査基準に準拠し行った。

## 9 監査の結果

今般、別途実施した令和 3 年度市立学校定期監査において、先般報道発表がなされた就学援助費の未支給事案があったことを受け、当該監査において就学援助費の交付に係る一連の書類を調査したところ、関係書類の整備状況及び交付要綱及び交付要領の整備状況に不明確な事務処理が散見されたため、当該監査とは切り離し、随時監査を実施することとした。

その結果、前記 1 から 8 までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると概ね認められた。

また、未支給事案に係る地方自治法第 236 条第 1 項の規定による 5 年の時効により消滅したため追支給を行わなかったものを除く未支給分及び今年度の既支給分の特別支援学級に在籍する小・中学生の保護者であって準要保護者である者に対する通学費の支給については、適正に執行されていることを確認した。

更に、今回の事案の原因分析を踏まえ、担当課において交付申請に係る様式の見直しなど事務改善に努めていることが認められた。

しかしながら、事務処理上の一部に改善を要すべき事項が見受けられたので、より適正な事務の執行に努められたい。

特に、公印の印影印刷に係る取扱い及び交付要綱及び交付要領の取扱いについては、コンプライアンス、リスクマネジメント及びガバナンスの観点から問題であると考えるので、ここで申し述べることにしたい。

まず、公印の印影印刷に係る取扱いについてであるが、三浦市教育委員会就学援助費交付要領第5条の規定により、就学援助費交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、援助費の交付の適否を決定し、就学援助費交付決定通知書により申請者に通知することとされており、当該通知書を施行する際には三浦市教育委員会教育長の公印を押印することとなるものであるが、当事案においては「多量に公印の押印を行わなければならない」ため、三浦市教育委員会公印規程（昭和49年三浦市教育委員会規程第1号）第6条の規定に該当するものとして教育総務課長の決裁を得て、当該公印の印影印刷を行っているものである。その際、当該通知書の記載事項については、コンピュータから出力する関係上、印刷する用紙に公印の印影のみを印刷したものを用意し、これに出力する方法が採られているが、当事案は、この公印の印影を印刷した用紙を当初認定及び却下決定をした238件のみならず、確保しておいた残用紙を用いて、追加認定決定をしたものに係る通知においても使用していた事案である。なお、当事案に係る調査において教育総務課担当者の認識として追加認定決定通知をも含めた承認であったとの申述がなされている。

公印は、公務上作成された文書の真正を認証することを目的とするものであり、その種類や管守の方法、使用の手続等については、公印の有する重要性に鑑み、規則、規程等の取扱規程を設けて厳正な管理が図られているところであり、その偽造、不正使用については刑法により処罰の対象となっている。

公印の印影印刷については、事務効率等の観点から一定の要件の下、これを行うことができるとされているが、前述の公印の性格から三浦市公印規程（昭和30年三浦市規程第2号）第3条の2第5項で「第1項の規定により印影等を印刷する主管課長（略）は、当該文書の偽造及び不正使用のないよう必要な措置を講じなければならない。」とされており、教育委員会においては三浦市教育委員会公印規程に同様の規定はないものの三浦市教育委員会における文書、服務、給与等の取扱いに関する規程（平成24年三浦市教育委員会告示甲第1号）の規定により当該規定も準用されるものと解するところである。

公印の印影印刷の要件たる基準は、「公印の押印省略等に関する取扱いについて（通知）」平成7年2月22日付け総務部行政課長通知により示されているところであるが、要約すれば同一内容の文書を一度に多量にまとめて発送する場合か、帳票等で複数の者に随時頻繁に発送する場合に限られており、当事案のうち当初認定決定通知に係る部分についてのみ印影印刷の承認がなされるべきものであり、追加認定決定通知に係る部分については前述の要件には該当せず、あらためて公印管守者の公印使用の承認を得る必要があるものである。

当事案では公印の印影のみを印刷した用紙を確保しておきそれを使用していたものであるが、かかる取扱いは、当該用紙が他の文書に流用することも可能であることから公印の不正使用のおそれがあり、前述の印影等を印刷する主管課長に課された印影印刷文書の不正使用防止措置

義務、コンプライアンス及びリスクマネジメントの観点から不適切な取扱いであると考える。

次に、交付要綱及び交付要領の取扱いについてであるが、就学援助費の交付については、従前三浦市教育委員会就学援助費交付要綱（平成6年三浦市教育委員会告示第6号。以下「廃止前の要綱」という。）の定めるところにより行われていたが、「就学援助費の交付について柔軟性を持たせるため」当該要綱を三浦市教育委員会就学援助費交付要綱を廃止する要綱（令和3年三浦市教育委員会告示甲第2号。以下「廃止要綱」という。）により令和3年3月31日付けで廃止し、同年4月1日付けで教育部長決裁により三浦市教育委員会就学援助費交付要領を制定し、令和3年度予算に係る就学援助費の交付は、当該要領に基づきこれを行っている。

なお、当該廃止要綱を定めるに当たっては、告示による要綱についても従来三浦市教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和31年三浦市教育委員会規則第5号）第2条第2号の「規程」に該当するものと解釈して教育委員会の会議に付していたところ、「教育委員会を開催する日時が確保できないため」、令和3年3月31日付けで起案し、同日、同規則第3条第1項の規定に基づき教育長による臨時代理決裁によりこれを行っていることが確認されている。

また、あわせて調査したところによると、「廃止前の要綱」については、平成20年度以後平成27年、平成29年及び平成30年にそれぞれ一部改正を行っていることが関係書類からうかがわれるものの、改正原議が確認できるのは現教育総務課が所管していた平成19年度までであり、それ以後のものについては確認できず、当該改正要綱の公表に当たって必要となる教育委員会告示の番号簿においても確認できなかったことから、本来必要であった教育委員会への付議及び教育長決裁による告示行為を行わずに担当課限りで廃止前の要綱の事実上の改正を行っていたものと推測されるところである。

なお、令和2年9月1日時点の保存文書目録によると、教育総務課所管文書として条例規則等関係綴が第1種永年保存、教育委員会告示・通知関係書類が第2種10年保存、学校教育課所管文書として就学援助関係綴が第2種10年保存となっており、いずれかに編綴するものとしても保存期間は満了していないものである。

従来教育委員会の会議に付議し、合議により決定していた当該要綱改正について、担当課限りでこれを行っていたこと及び当該要綱改正における意思決定手続が公文書により確認できないことは、甚だ遺憾であり、担当課におけるガバナンスが適正に機能していなかったのではないかと懸念される事案である。

更に、廃止前の要綱が告示として位置付けられていた点について、一般に、給付に係る決定が行政処分である場合は格別、条例未満において規定される給付事業の性質が仮に贈与に類する性質を帯びるものだとしても、当該給付基準は行政側があらかじめ示す約定事項のようなものであるため、申請対象や給付額などの内容がわかるようにしておくことが必要であり、できるだけ一般公開することが望ましいことから、本市においては三浦市予算の編成及び執行に関する規則（昭和39年三浦市規則第4号）第38条に規定する交付すべき補助金等の取扱いの規定を補完するものとして、告示を行う要綱をもってこれを行っているものと理解しており、従前は財政担当から補助金等について要綱の制定を指導していたと承知している。

今回の事態は、告示を行う要綱で規定していたものを「就学援助費の交付について柔軟性を持たせるため」という理由ではあるが、部長決裁による要領にいわば格下げした形となったことにより本市の他の給付に係る要綱との均衡を欠くこととなり、またそれとは別に定められていた三浦市教育委員会就学援助費交付認定基準といわば同格でありながら別建ての定めとして

いるなど、今後、就学援助費の交付に係る規定のあり方を検討する必要があると考えるところである。

なお、参考事例として、東京都清瀬市においては、平成29年に行政不服審査法の改正に伴い、就学援助費の支給決定通知書に付す不服申立てができる旨の教示文の整備を契機として、支給決定の根拠を明確にするため、内規的に定めた基準である事務取扱要領の要綱化（準要保護者に該当する基準については、変動があることから従前同様事務取扱要領に定めて弾力的な運用としている。）を平成29年第4回清瀬市教育委員会定例会において決定していることを申し添える。

以上につき、今後、適正な事務の執行に努められ、検討をなされるよう申し添える。

（ 以 上 ）